

## 医療費通知の確定申告への利用について

税制改正等で、平成29年分の確定申告から医療費控除の申告を行う際に、医療保険者から送付されている医療費通知を活用できるようになっています。

確定申告の際に法令で定められた標準項目（医療機関名、自己負担額などの6項目）の記載がある医療費通知を添付することで、医療費控除の明細書への記載を省略することができます。

なお、医療費通知に記載のない医療機関等の受診がある場合は、引き続き領収書等が必要になります。

### ○令和元年度医療費通知の発送時期について

1回目：令和元年9月3日（平成30年11月～平成31年4月診療分）

2回目：令和2年1月下旬～2月上旬（令和元年5月～令和元年10月診療分）